

[吊いと技術革新]

## 2 死後のデータとプライバシー



折田明子 | 関東学院大学人間共生学部

### 残る故人のデータ

すでに亡くなった友人たちの誕生日通知が SNS 等のソーシャルメディアを通じて届くことがある。そのたびに故人を思い出してプロフィールページを見に行ってしまうたり、何かメッセージを送りたい気持ちになったりすることがある。命日の周辺で行われる法要などの追悼行事とは違い、生きていれば今は何歳かと思出す日になっている。一方、亡くなった方のアカウントがいつしか削除されていることに気づくと、改めて寂しさを感じる。残っているデータはないだろうかと探してしまったり、残されたデータを読みふけてしまったりすることがある。

故人に関するデジタル情報をインターネット上に掲載し、その死を悼む動きは 2000 年代より存在している。残された Web サイトを集めたサイバー記念碑 (Cyber Memorials) やバーチャル墓地 (Virtual Cemeteries) があり、サイトの訪問者はコメントを書き込めるようになっていた。コメントのほとんどは訪問者同士のやりとりではなく、故人に話しかけるものであったという<sup>1)</sup>。ただ、残されたサイトに追悼の気持ちを表明すると同時に、長期にわたって故人へのコメントが投稿され続けることで悲しみが続いてしまうという見方もある。そのため、生きている利用者が、故人のアカウントを自ら自分のネットワークからは削除するといった意識的な行為が必要だという指摘もあった<sup>2)</sup>。近年では、国外のものではあるが Forever missed<sup>☆1</sup> や Legacy.

com<sup>☆2</sup> など、無料あるいは有料で故人の写真や経歴をまとめたページを作るオンライン追悼 (Online Memorial) のサービスがある。サイトによっては、故人の名前で検索できたり、公開期間に期限をつけたりすることができる。

### 死後の情報をどう扱うか

個人についてのデジタル情報は、その死後もインターネット上に残り続ける。故人のデータは、誰がどのようにコントロールするものなのか。デジタル資産 (digital asset) としてのアカウント情報、デバイスやクラウドのデータの扱いに関しては、近年では「デジタル終活」としてその情報を整理し近親者に知らせたり、データを削除する設置をしたりする方法を紹介する記事や書籍を目にするようになった。

より大きな問題となるのは、友人や知人とつながり合い、投稿や写真を共有する場としてのソーシャルメディアの利用者の死であろう。たとえば職業人として、趣味について、親しい友人とのやりとりのためになど、アカウントごとにアイデンティティを使い分けることは珍しいものではない。用途や文脈に応じて作成したプロフィール、自分が投稿した情報、他者との関係性そのものや他者と共有される情報、他者とのやりとりなど、ソーシャルメディアは人とかかわりにおいて発生する情報が多く残される場所でもある。

☆1 <https://www.forevermissed.com/>

☆2 <http://memorialwebsites.legacy.com/>

米国発の主なサービスでは、利用者の死亡時の手続きに関する情報が、ヘルプページなど利用者が平易にアクセスしやすい場所に掲載されているが、日本国内のサービスでは掲載されていることはまれである。主なものを表-1にまとめた。

利用者の死亡後は、いずれのサービスも削除あるいは停止が可能だ。Facebookおよび傘下のInstagramではアカウントの削除に加えて「追悼アカウント」としてアカウントを保存する選択肢がある。追悼アカウントになると、Facebookではプロフィールの名前の横に「追悼」と表示される。写真や投稿

は残され、生前のプライバシー設定に応じて、友達はその内容を見ることができるが、検索結果には表示されない。Instagramの場合、通常のアカウントと外見上の違いはないが、「いいね!」を含む変更は一切できない。Twitterではアカウントを残すことはできないが<sup>☆3</sup>、アカウント自体の削除だけでなく、死因となった場面の前後をとらえた画像や動画の削除を申し立てることもできる。一方、Yahoo! JAPANでは、利用者死亡時の扱いに関して明示さ

☆3 2012年時点では削除だけでなく公開ツイートを保存する選択肢もあった。

■表-1 利用者の死に対する各サービスの対応（2018年4月時点）

サービス名	Google		Facebook	LinkedIn	Instagram	Twitter	Pinterest	はてな	Yahoo! JAPAN
利用者死後のアカウントの扱い	事前に指定した相手に指定した共有データを渡す、削除する	閉鎖、資金取得のリクエスト、データ取得	削除または追悼アカウント	アカウント解約とプロフィール削除	削除または追悼アカウント	削除	削除	利用者登録メールアドレスから返信があった場合その意向に従う	有料サービスの利用停止のみ
生前の設定	アカウント無効化ツール		追悼アカウント管理人の指定						
届け出者	本人	家族や代理人	本人、肉親や代理人	家族、家族以外	家族、友達	権限のある遺産管理人または故人の家族	遺族	利用者メールアドレス	家族など代理人
届け出方法	アカウント無効化ツール設定	アカウントヘルプ内フォーム	ヘルプセンター内フォーム	死亡届(WebフォームまたはMicrosoft Word)への記入と提出	ヘルプセンター内フォーム	プライバシーについての問合せフォーム	メール		Yahoo! ウォレットヘルプ内フォーム
必要書類		故人の死亡証明書のコピー、リクエスト送信者の身分証明書	故人の死亡証明書のコピー、リクエスト送信者の身分証明書のコピー、法的関係の証明書類	死亡記事など死亡が確認できるもの	故人の死亡を証明できる書類、委任状など(削除の場合)	故人の死亡証明書のコピー、リクエスト送信者の身分証明書のコピー	アカウントへのリンク、故人の死亡証明、故人との関係の証明書類		故人の住所・氏名・生年月日が確認できるもの
その他				「偽証罪の定める法律の下、ここに提示する情報に誤りがないことを保証します」の文言があり、署名をする		死因の前後をとらえた画像・動画の削除あり		正確に確認できる登録個人情報に限られているため、死亡や近親者の事実確認が困難。個別の事情や状況に対応	申請者の身分証明書は不要。利用規約内に一定期間にわたってIDまたは特定のサービスを使用していない場合は削除と記載あり

れているのは有料サービスの利用停止の手続きのみであるが、利用規約内に「一定期間にわたってIDまたは特定のサービスを使用していない場合」はID削除の可能性がある」と記載されている<sup>☆4</sup>。

では、削除あるいは保存については、誰がどのタイミングで意思決定できるのだろうか。

ソーシャルメディアに限らず多種多様なサービスを提供しているGoogleでは、「アカウント無効化ツール」によって、データの削除か、データの共有先をあらかじめ設定しておくことができる。たとえば、配偶者にはメールと写真、親友にはブログとYouTubeといったように、相手ごとにサービスの指定が可能である。指定した期間（3～18カ月）にアカウントのアクティビティがなく、さらに設定しておいた自分自身への連絡に反応がないことが判明した時点で、設定しておいた方法でデータが処理されるというものだ。ただし、このツールによる設定がなされてなくとも、家族や代理人がアカウント閉鎖や本人のアカウントにためられた資金の取得やデータの譲渡をリクエストすることは可能である。

Facebookでも、利用者は生前に「追悼アカウント管理人」を指定することができる。管理人は、プロフィールへの投稿や、新たな友達リクエストへの対応、さらにアカウント削除のリクエストをすることができるが、アカウントにログインすることはできない。生前に管理人が指定されなかった場合も、遺族からのリクエストによってアカウントを追悼アカウントに変更することはできるが、この場合はアカウントの管理人は不在となり、上記のことはできなくなる。

## 本人確認の問題

いずれのサービスも、アカウントの処置にあたっ

て利用者本人の死亡証明を必要とする。しかし、すべてのサービスが身分登録上（日本では戸籍上）の名前で利用されているとは限らず、利用者の名前と死亡証明書の名前が一致せず死亡確認が取れない問題がある。出生時の名前や身分登録上の名前と普段の人間関係で名乗っている名前が違っていたり、過去の経緯から身分登録上の名前を秘匿したいケースの場合、ますます本人確認は難しくなる<sup>3)</sup>。Facebookでは別名併記という選択肢があるが、旧姓と戸籍姓を併記するよりも旧姓のみを表示している利用者の方が多かったという調査結果もある<sup>4)</sup>。より名乗りの自由度が高く、個人を特定できる情報を必要としないサービスや、1つのサービスで複数のアカウントを取得し使い分けることができる場合、それぞれにおける本人確認および死亡確認の困難さに加え、遺族がそれらの存在を把握しきれない可能性も高い。複数の名前を使い分けことができる「はてな」では、サービス登録されている個人情報が限定されているため、利用者の死亡や近親者の事実確認が困難とし、問合せに応じて個別の事情や状況に対応するとしている。

一定期間サービスの利用がなければ、アカウント削除や凍結、もしくは事前に利用者が設定した通りの処理がなされるようにすることで、本人確認および死亡確認自体を不要とする方法もあり得るだろう。

## プライバシーの問題

事件や事故の犠牲者について、故人のソーシャルメディアの情報がマスメディアの報道で触れられるようにもなった。たとえば2016年1月に起きたスキーバス転落事故では、亡くなられた大学生の顔写真とエピソードが新聞の紙面に掲載された。掲載されたのは誰でも見られる状態に設定されている情報であり、新聞によっては出典が記されていたものの、その時点での遺族の意向もそれと同じとは限らない。また、報道されなかった情報を含めて、インター

<sup>☆4</sup> 2014年7月から2016年3月まで「Yahoo!エンディング」には、利用者が死亡した場合にデータ削除や課金停止、メモリアルスペースの提供を行う「生前準備」サービスが提供されていた。

ネット上に散在する犠牲者の情報がブログやサイトにまとめられることがある。「事件の名前+まとめ」「事件の名前+ Twitter」等という言葉で検索すると、故人の情報が詳細に、ときには尊厳を傷つける形で書かれているものが目に入る。生前であれば本人が情報開示について、公開したくないものについては対処できることであっても、死亡してしまうと遺族は本人に代わってサービスにログインできないため、迅速な対処は難しくなる。

一方で、故人が残したデータは、後にその時代に関する歴史的資料にもなり得る。著名人の生前の記録が博物館等で公開されることはあるが、一般人に関する情報も、当時の生活や文化を知るために、資料として公開されることがある。特に戦争や災害、大きな事件・事故といった人類の悲しみの記録を残す上で、個人の記録や記憶が継承されることの重要性は無視できない。

故人のプライバシー (post-mortem privacy) については、現時点ではいずれの国・地域の法制度においても、生存者の個人情報の一部として保護されるにとどまり、明確に概念化し保護するには至っていない<sup>5)</sup>。しかし、個別のサービスでは故人のプライバシーという言葉が使われており、たとえば、「同時にそのアカウントを凍結することで故人のプライバシー保護に努めます。」(Instagram ヘルプセンター)「Pinterest のユーザーのプライバシーを尊重

するために、アカウントに含まれるいかなる個人情報またはログイン情報も提供することはできません。」(Pinterest ヘルプセンター)といった説明がある。多種多様なデータが、個人のデバイス内のみならず、オンラインで他者とも共有される現状にあっては、遺族をはじめ生存する他者とのかわりや生前の意思の反映を含めたプライバシー権の再検討が必要ではないだろうか。

#### 参考文献

- 1) Roberts, P. and Vidal, L. : Perpetual Care in Cyberspace : A Portrait of Web Memorials. OMEGA : The Journal of Death and Dying 40(4), pp.57-76 (2000).
- 2) Brubaker, J. R., Kivran-Swaine, F., Taber, L. and Hayes, G. R. : Grief-Stricken in a Crowd : The Language of Bereavement and Distress in Social Media (2011).
- 3) Haimson, O. L. and Hoffmann, A. L. : Constructing and Enforcing "Authentic" Identity Online : Facebook, Real Names, and Non-normative Identities, First Monday 21, 6 (2016).
- 4) 折田明子 : オンライン・オフラインにおける名乗りと「本名」～戸籍姓・生来の姓・家族の姓, 情報社会学会誌, Vol.12 No.1, pp.63-72 (2017).
- 5) Harbinja, E. : Post-mortem Privacy 2.0 : Theory, Law, and Technology, International Review of Law, Computers & Technology, 31:1, 26-42, DOI: 10.1080/13600869.2017.1275116 (2017).

(2018年4月13日受付)

■折田明子 (正会員) oritako@kanto-gakuin.ac.jp

2007年慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科にて博士(政策・メディア)取得。中央大学、慶應義塾大学、ケネソー州立大学を経て2013年より関東学院大学専任講師、2016年より現職。2018年より本会電子化知的財産・社会基盤研究会(EIP)幹事。